

平成22年

第1回市議会定例会 議案第61号

函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について

函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

平成22年2月26日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の一部を
改正する条例

(函館市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 函館市水道事業給水条例(昭和34年函館市条例第3号)の一
部を次のように改正する。

第28条の表備考第2項中「公衆浴場の」を「公衆浴場(公衆浴場
の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)の
趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある公衆浴場として市長が別
に定める施設の面積等の基準を満たす公衆浴場であつて管理規程で定
めるものに限る。)の」に改める。

(函館市下水道条例の一部改正)

第2条 函館市下水道条例(昭和49年函館市条例第5号)の一部を次
のように改正する。

別表1備考を次のように改める。

備考 一般汚水とは、入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第
118号)に基づく統制額によつている公衆浴場(公衆浴場の
確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)
の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある公衆浴場として
市長が別に定める施設の面積等の基準を満たす公衆浴場であつ
て管理規程で定めるものに限る。)から排除される汚水を除く

汚水をいう。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

公衆浴場に係る料金を適用する公衆浴場について、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨を踏まえて市長が定める面積等の基準を満たす管理規程で定める公衆浴場とすることとするため